

**公法廷の入退廷の際に手錠・捕縄を施すことの憲法適合性**

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所

【裁判年月日】 令和 1 年 5 月 27 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（ワ）第 11089 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 憲法 13 条・31 条・32 条・37 条・82 条 1 項、自由権規約 14 条 2 項、国家賠償法 1 条 1 項、刑事訴訟法 282 条・287 条 1 項・288 条 2 項

【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25564025

**事実の概要**

本件は、刑事事件の被告人として起訴された原告らが、各原告の公判期日が開かれた日における入廷及び退廷の際、手錠及び捕縄（以下、手錠等）を施された状態で入廷及び退廷をさせられたことについて、①原告らの公判を担当した裁判官らが、入退廷時に刑務官らによる手錠等の使用を止めさせずに放置したこと、②原告らの護送を担当した刑務官らが、入退廷時に法廷内で手錠等を使用したこと、③首席矯正処遇官が被告人の出廷時における手錠等の使用に関する取扱いに関する指示をしたことは、いずれも違法であり、これらの違法行為によって精神的苦痛を被ったと主張して、被告に対し、国家賠償法（以下、国賠法）1 条 1 項に基づき、慰謝料及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

**判決の要旨****1 刑事訴訟法 287 条 1 項の違法性**

「憲法 37 条 1 項は、刑事事件の被告人には、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を保障しており、刑事訴訟法における『公判廷』に関する総則的規定に当たる同法 282 条は、公判期日における手続は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、検察官が出席した公判廷で行うものと定めている。」そして、「同法 287 条 1 項本文が公判廷において被告人の身体を拘束してはならない旨規定している趣旨は、身体拘束が被告人の心理面に影響を及ぼし、防御活動の制約となり得ることや、当事者の一方が身体拘束を受けたのでは手

続の公正を期することができないことから、そのような事態を防ぐために、公判廷において、被告人に対し手錠等を使用するなどして、身体を拘束することを禁じているものと解される。」「そうすると、同項本文は、公判期日が開かれる公判廷において被告人の防御権保障を全うし、手続の公正を確保するため、被告人の身体を拘束することを禁じているものと解されるのであって、およそ法廷という物理的な場所における被告人の身体拘束を禁じるという趣旨まで含むものではないと解される。したがって、公判期日が開始（開廷）される前、又は公判期日が終了（閉廷）した後に、原告らに対して法廷内で手錠等が使用されたとしても、刑事訴訟法 287 条 1 項が直接規律する事項ではなく、同項に反する措置ということではできない」。

**2 無罪の推定を受ける権利**

手錠等は、明治時代から戒具として利用され、現在でも刑事施設において一般的に使用される等に照らせば、「手錠等を施された被告人の姿は、罪人、有罪であるとの印象を与えるおそれがないとはいえない」。しかしながら、「一般に被告人が無罪の推定を受けるべき地位にあるとしても、傍聴人又は裁判官が、入廷時又は退廷時に、手錠等を施された原告らの姿を見ることによって、被告人の上記の地位が脅かされるということはないといわざるを得ない。」また、「手錠等は被使用者の身体を直接的に拘束することによってその逃走等を封じる戒具であるから、これらが使用された状態下においては、被拘束者はその心身に何らかの圧迫を受け、任意の供述は期待できないものと推定され」、「被告人が十分な防御活動を行うことが

できないおそれがあることは否定することができない。」だが、刑訴法 287 条 1 項に基づいて、本件においても、開廷時から閉廷までの間、原告らの手錠等は外されていた。そのため、手錠等を使用された被告人が手錠等を施された状態において侮辱感を覚えたとしても、開廷時に手錠等を解かれた状態においてまで何らかの影響が残存するものとは直ちに認め難い。また、「原告らは身体拘束されることなく公判手続において防御活動を行える立場にあったことからすれば、入退廷時に手錠等が使用されたとしても、検察官との関係において対等当事者としての地位が侵害されたということもでき」ない。

### 3 個人の尊厳

「何人も、個人の私生活上の自由の一つとして、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するところ、公判廷における被告人にも原則として同様の利益が保障されているものと解される」。「現在の社会一般の受け取り方を基準とした場合、手錠等を施された被告人の姿は、罪人、有罪であるとの印象を与えるおそれが」あり、手錠等を施されること自体、極めて不名誉なものと感じることは、十分に理解される。また、「手錠等を施された姿を公衆の前にさらされた者は、自尊心を著しく傷つけられ、耐え難い屈辱感と精神的苦痛を受けることになることも想像に難くない。これらのことに加えて確定判決を経ていない被告人は無罪の推定を受ける地位にあることをにもかんがみると、個人の尊厳と人格価値の尊重を宣言し、個人の容貌等に関する人格的利益を保障している憲法 13 条の趣旨に照らし、身柄拘束を受けている被告人は、上記のとおりみだりに容ぼうや姿態を撮影されない権利を有しているというにとどまらず、手錠等を施された姿をみだりに公衆にさらされないとの正当な利益ないし期待を有しており、かかる利益ないし期待についても人格的利益として法的な保護に値するものと解することが相当である。」そして、「法廷において傍聴人に手錠等を施された姿を見られたくないとの被告人の利益ないし期待についても法的な保護に値するものというべきである」。そして、これは「憲法 13 条の趣旨に照らして法的保護に値する人格的利益であって、裁判長が法廷警察権を行使するに当たっては可能な限り尊重されるべ

きであること」、適切な措置を講じる具体的な方法を想定することは可能であり、また「既に平成 5 年には最高裁判所事務総局刑事局と法務省矯正局との間において、戒具を施された姿を傍聴人の目に触れさせないようにするための方策について協議がされ」、この場合の具体的な運用について協議が整い、全国の裁判所及び矯正施設に周知されていたことに照らすならば、少なくとも、本件刑事事件らの公判期日が開かれた時点においては、「法廷警察権を行使すべき立場にある裁判長は、被告人又は弁護人から手錠等を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせないようにしてほしい旨の要請があった場合には」、「具体的な方法について検討し、具体的な手錠等解錠及び施錠のタイミングや場所について判断し、刑務官等に対して指示することが相当であったというべきである。」

国賠法上の違法については、「法廷警察権に基づく裁判長の措置は、それが法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情のない限り、国賠法 1 条 1 項の適用上、違法の評価を受けないものと解される」。しかしながら、「最高裁判所局長等書簡においても法廷内において傍聴人の目に触れる形で手錠等の解錠又は施錠を行う運用そのものを否定する考え方が示されているわけではなく、逃亡又は自傷他害のおそれが具体的に存在するなど、個別的に認められる事情いかんによっては、入廷後から開廷まで及び閉廷後から退廷までのわずかな時間であっても、被告人に手錠等を施しておくことが必要な場合もあり得ること」などに照らすならば、本件裁判官らが執った措置が違法であるとも認めることはできない。

## 判例の解説

### 一 本判決の構造

本判決における争点は、①本件裁判官らが手錠等を施された原告らの姿を法廷内において他者に見られないようにするための措置を講じなかったことが違法であるか否か、②本件刑務官らが公判期日における入退廷時に原告らに対して手錠等を使用したことが違法であるか否か、そして③首席矯正処遇官が本件指示を発出したことが違法であるか否かであった。本件において憲法問題として

判断されたのは、特に争点①だった。

争点①に対する裁判所の論理構成は、まず、戒護権との関係での法廷警察権の権限の射程を整理し、その上で刑法 287 条 1 項は、心理面による防御権制約の危険性や公平な手続の保障を企図しているので、法廷における身体的拘束は禁止されないという。そして、後述の通り、無罪の推定と個人の尊厳の観点から、それぞれ検討した上で、原告の主張は棄却された。

## 二 無罪の推定

裁判所の判断は、手錠等の施錠が、無罪の推定を受ける権利に一般的に影響を及ぼすとしつつも、公判手続の訴追に対する実際の影響と公判手続における原告らの地位の観点から、当該権利に対する制約はなかったとするものである。つまり、まず、裁判所は、現在においても手錠等を施された原告らの姿が、罪人、有罪であるとの印象を与えるおそれが一般的にあることを認めた。しかし、仮に法廷内にいる傍聴人がそのような印象を抱いても、公判手続の訴追に関係しないし、また、裁判官も、当該印象が、彼らの心証に感得し、予断を生じさせるとは想定できないと判断した。したがって、原告らの地位に影響を及ぼすことはないとした。さらに、このような他者に対する印象による原告らへの影響について、手錠等が使用された状況下で何らかの圧迫を受け、任意の供述を困難にさせるという意味で防御活動の制約を認めた<sup>1)</sup>。しかし、このような影響は、開廷後に手錠を解かれた状態にまで及ばないし、公判廷における当事者主義<sup>2)</sup>にも抵触しないと判断した。

これに関連して、特に国際人権法の観点から、手錠等の施錠が無罪推定を有名無実化するような影響を及ぼし得るという批判がある。これによれば、拘禁目的から直接的・内在的に生じる場合を除く、被拘禁者に対する制約は、拘禁目的を達成するために必要最小限度のみで許容される。そして、手錠等の施錠は、保安上の要請という立法目的と精確に均衡しているとはいえないと批判される<sup>3)</sup>。

この批判は、手錠等の施錠が、無罪推定を受ける権利の保護領域に対する制約として機能するとした上で、正当化の審査の問題として議論されている。したがって、制約を認めない裁判所の判断とは距離がある。しかし、手錠等の施錠によって、

無罪の推定を受ける権利が保護領域を侵害する可能性があるのならば、その制約の有無について、より厳格に判断されるべきだろう。

## 三 個人の尊厳

裁判所は、個人の尊厳の観点からも検討した。まず、裁判所は、保護領域に該当するものとして、手錠等を施された姿をみだりに公衆にさらされない人格的利益を設定する。この背景には、京都府学連デモ事件等<sup>4)</sup>で提示された「みだりに容ぼうを撮影されない権利」があるが、これにとどまらず、前述の手錠等に内在する無罪の推定を阻害し得る印象から誘発される原告本人に対する精神的な苦痛の存在もあった。そして、裁判所は、この人格的利益に対して制約する事態があったことを認める。その上で、被告は、原告らの利益や期待を尊重した法廷警察権の行使が要請され、実際に制約をより小さくする代替的手段があったとして、正当化されないと認定した。

なお、類似の事件として、2019 年 6 月 14 日に大阪高裁で争われた損害賠償請求事件がある<sup>5)</sup>。ここでも、入退廷の際に手錠等が施された点が問題になり、同様の点が争点として提示された。ここでは、裁判官の法廷警察権行使における裁量の逸脱・濫用がなかったとして、国賠法上の違法は認められなかった。特に、憲法 13 条に関連していえば、手錠等が無罪の推定を侵害するような印象を与え、かつ、本人にも名誉感情等を害するという影響を及ぼすとしつつも、裁判官や傍聴人の印象に影響を及ぼすものではないし、逃走等の防止という目的が憲法 13 条にある公共の福祉に合致するので、憲法 13 条に違反しないと判断された<sup>6)</sup>。

これを踏まえると、現時点の裁判所の見解は、公法廷において手錠等を被告人に施すことは、特に、憲法 13 条が保障する人格的利益の侵害に当たると、正当化については審査基準が定まっていない。すなわち、本判決では、制約をより小さくする代替的手段を検討した結果により正当化は退けられたが、先の大阪高裁判決では、公共の福祉の問題として見られ、正当化が認められた。

## 四 国家賠償責任

このように、裁判所は、原告らに対して憲法 13 条に基づく人格的利益に正当化されない制約

があったと認めつつも、国賠法上の違法については否定した。ここで裁判所が提示した基準は、レベタ法廷メモ訴訟で提示された「法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情があるかどうか」という基準であった<sup>7)</sup>。本判決では、現実的な事情を羅列的に提示し、法廷警察権の権限の範囲であるとした。法廷警察権の性質上、現実的な事情の考慮要素を羅列して用いることは否定するところではないが、そればかりで規範的な検討がなされなければ、十分な審査をしているとはいえないのではないだろうか。

## 五 手錠等の施錠と憲法 13 条

以上が本判決の判旨の解説となるが、本判決を通じて、手錠等の施錠が、無罪推定を受ける権利に抵触し、結果として、憲法 13 条で保障される幸福追求権を侵害する可能性があることがわかる。なお、ここで問題になる無罪推定を受ける権利とは、実際に公判手続の訴追に影響を及ぼすような程度のものでなく、現在の社会一般の受け取り方を基準とした一般的な印象でも構わない。なぜ、このような一般的な印象が、個人の幸福追求権の侵害に当たると判断されるのだろうか。

そもそも幸福追求権とは、「個人の尊重」原理を受けて、「人格的生存にとって必要な利益を包括的に主観的権利として保障する」ものである。そして、文字通り「幸福を追求する場の確保」にかかわるものであり、その幸福とは「あくまでも国民各個人が決めるべき事柄」である<sup>8)</sup>。そして、このような幸福追求権を「個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体」として捉えた場合<sup>9)</sup>、「人間が自律した個人として自分の生活をまっとうすること」こそが、幸福追求の営為ということになる<sup>10)</sup>。このように幸福追求権を捉えたと、たとえば、実際に公判手続の訴追に影響を与えないとしても、入退廷の際に、手錠等を施錠され、罪人・有罪の印象を一般的に受けることになれば、問題の個人が不名誉なものと感じ、自尊心が傷つけられることになる<sup>11)</sup>。これは、手錠等の施錠を行った公権力による幸福追求権（人格権）の侵害といえ、当該個人の人格を否定し、自律した個人の形成の阻害に直結するといえるだろう<sup>12)</sup>。

以上を踏まえ、無罪推定を受ける権利について

も再度検討しよう。特に、公判手続における原告らの地位について、開廷時に手錠等が解かれれば、心理的な影響を含めて、何らかの影響が残存するとは認められないので、被告人の防御権は保障されるし、検察官との関係において対等当事者としての地位は侵害されないという本判決の判示に疑問が残る。手錠等の施錠が、幸福追求権に抵触するほど、当該個人の人格に影響を与えると判断されるなら、手錠等が解錠されて直ちに心身の圧迫から逃れられ、任意の供述が可能になると考えることは難しい。そうであるなら、手錠等の施錠は、当該個人に不利を与えると見え、憲法 37 条 1 項が保障する「公平な裁判所」<sup>13)</sup>にも抵触するといえるのではないだろうか。

## ● 注

- 1) 最一小判昭 38・9・13 刑集 17 巻 8 号 1703 頁。
- 2) 倉田原志「第 37 条（刑事被告人の権利）」木下智史＝只野雅人編『新・コンメンタール憲法』（日本評論社、2015 年）386 頁。
- 3) 里美佳香「刑事被告人が無罪の推定を受ける権利に關する一考察」新潟青陵学会誌 9 巻 1 号（2017 年）7～8 頁。
- 4) 最大判昭 44・12・24 刑集 23 巻 12 号 1625 頁。同様に、最一小判平 17・11・10 民集 59 巻 9 号 2428 頁も参照された。
- 5) 大阪高判令 1・6・14 裁判所ウェブサイト。
- 6) 関連して、手錠等は江戸時代の罪人が白洲に引き出される様子を彷彿させるものであるとして、出廷を拒否した事件もある。これに対して裁判所は、出頭在廷命令に従わない正当な理由に該当しないと判断した（大阪地判平 26・12・9 刑集 69 巻 4 号 622 頁）。
- 7) 最大判平 1・3・8 民集 43 巻 2 号 89 頁。
- 8) 佐藤幸司「第 13 条（個人の尊重・幸福追求権）」樋口陽一＝佐藤幸司＝中村睦男＝浦部法穂『注解法律学全集 ①憲法 I（前文・第 1 条～第 20 条）』（青林書院、1994 年）254 頁、256～257 頁。
- 9) 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第 7 版〕』（岩波書店、2019 年）121 頁。
- 10) 木下智史「第 13 条（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）」前掲注 2）書 147 頁。
- 11) 前述の通り、これは、本判決で指摘されたことである。
- 12) 前掲注 10）149 頁。
- 13) 松本和彦「第 12 章 手続的権利と人身の自由」渡辺康行＝穴戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法 I 基本権』（日本評論社、2016 年）301 頁。